

## カーチス倶楽部業販サイト利用規約

本規約は、株式会社カーチス（以下「CA」という）が運営するカーチス倶楽部業販サイト（以下「本サイト」という）への会員間車両売買サービス（以下「本サービス」という）の利用に関する事項について定める。

### -目次-

#### 第1章 総則.

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）
- 第3条（サービス内容）
- 第4条（運営日）
- 第5条（会員の権利）
- 第6条（会員の義務）
- 第7条（禁止行為）
- 第8条（クレーム）
- 第9条（業務提携先）
- 第10条（サービス利用区分および手順）

#### 第2章 出品..

- 第11条（出品会員の義務）
- 第12条（出品車両の条件）
- 第13条（譲渡音類）
- 第14条（出品手続き）
- 第15条（出品制限）
- 第16条（成約通知）
- 第17条（出会員の成約後の手続き）
- 第18条（出品会員都合による契約解除）

#### 第3章 落札。

- 第19条（落札会員の義務）
- 第20条（陸送）
- 第21条（落札通知）
- 第22条（落札会員都合による契約解除）
- 第23条（譲渡書類の検品およびクレーム）
- 第23条の2（納車検品およびクレーム）

#### 第4章 精算

- 第24条（手数料）

- 第 25 条 (出品会員の車両代金の受領)
- 第 26 条 (落札会員の支払い)
- 第 27 条 (所有権の帰属と車両の取り扱い) .
- 第 28 条 (リサイクル預託金の修正)
- 第 29 条 (自動車税相額の精算)
- 第 29 条の 2 (還付不能時の取り扱い)
- 第 30 条 (名義変更保証金)
- 第 30 条の 2 (自動車税相当額の二次抹消の取り扱い)
- 第 31 条 (自動車損害賠償責任保険の精算)

#### 第 5 章 名義変更..

- 第 32 条 (落札会員の落札後の手続き)
- 第 32 条の 2 (名義変更手続きを怠ったときの車両の取り扱い)
- 第 33 条 (早期名義変更)

#### 第 6 章 処分.

- 第 34 条 (CA による取引取り消し)
- 第 35 条 (禁止行為違反)
- 第 36 条 (名義変更遅延)
- 第 36 条の 2 (その他のペナルティ)
- 第 37 条 (利用制限)

#### 第 7 章 その他..

- 第 38 条 (著作権)
- 第 39 条 (免責)
- 第 40 条 (損害賠償)
- 第 41 条 (規約の改定)

会員間車両売買サービス出品細則..

クレーム裁定細則.

別表 クレーム申請期間および対応基準

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規約は、CAが運営する本サービスの円滑な運営と取引実現を目的とし、本サービス利用者は本規約を遵守しなければならない。

### 第2条 (定義)

本規約で用いる用語の定義は以下の通りとする。

(1) 出品会員	本サービスを利用し車両を出品するカーチス倶楽部会員
(2) 落札会員	本サービスを利用し車両を落札もしくは落札しようとするカーチス倶楽部会員
(3) 落札申し込み	出品されている車両に対する購入申し込み
(4) 落札	出品されている車両の購入
(5) 成約	出品した車両の売却
(6) 業務提携先	CAが提携している本サービスと類似のサービスを提供するもの
(7) 出品票	出品会員の責任において、出品車両の型式、仕様、品質、機能等の不具合、欠品、修復歴、瑕疵の程度、リサイクル料の預託有無および金額、その他の事項ならびに評価基準に基づく車両評価を記入したもの
(8) 譲渡証明書	車両の所有者変更につき、譲渡が行われた旨を車検証記録の所有者が証明する書面で、所有者の氏名または名称および住所の記載があり、かつ印鑑証明書と同一の印章の捺印があるもの
(9) 印鑑証明書	車検証に記録されている所有者の印鑑証明書で、発行日より3ヶ月間を有効期間とし、成約日を起算日として少なくとも翌月末まで有効期間を有するもの
(10) 委任状	車両の登録変更等につき、車検証記録の所有者が代理人に委任することを記した書面で所有者の氏名または名称および住所の記載があり、かつ印鑑証明書と同一の印章の捺印があるもの
(11) リサイクル券	自動車リサイクル料の預託証明書または預託を証する書面と、これらに記載されている預託合計金額（A券またはB券に記載の金額で、C券の金額は含まない）
(12) 返納証明書	軽自動車検査証返納証明書（軽自動車で車検の有効期間がない場合に必要書類）をいい、平成26年6月4日以降は「軽自動車検査証返納済確認書」も含める
(13) 完成検査済終了証	新車の形式指定自動車につき、製造者発行の新規登録に必要な書面で、発行後9ヶ月以内のもの
(14) 予備検査証	抹消登録車両につき、車検証と同様式で、登録番号を付与せず自動

	車検査に合格して発行される書面で、発行日より 3 ヶ月以内のもの
(15) 新車保証書または保証書	新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、または保証継承可能であるもの。ただしメーカー保証期間が経過した車両は保証継承ページが削除してある 場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認出来る場合に限り保証書とみなす
(16) 自動車税（種別割）相当額	車両の買主が、売主に対して支払う自動車税（種別割）の未経過期間に対応する金銭
(17) 登録番号	自動車登録番号標または車両番号標に記載の記号および番号
(18) 還付金譲渡請求権譲渡書	自動車税の過誤納金の還付請求権を譲渡することを証する書面
(19) 自動車税事務所	地方自治体の管轄する自動車税の課税、徴収事務を行う機関
(20) 名義変更期限	売買成立日の翌月末日
(21) 抹消申請、抹消登録	道路運送車両法 15 条または 16 条に定める永久抹消または一次抹消の登録もしくはその申請
(22) 移転登録	車両の所有者の変更し、車検証の所有者名義を変更すること
(23) 税止め申告	名義変更または抹消登録した軽自動車につき、軽自動車変更（転出）申告書を提出する
(24) レスオプション	通常仕様では装備されている装備品等につき、希望により取り外す仕様としたもの
(25) セールスポイント	出品車両につき、出品会員より強調して訴求された装備品または車両の状態・機能等
(26) 福祉車両	消費税法・別表第二において身体障害者用物品として定められた車両
(27) 車両状態確認書	陸送会社が車両の引取時、配車時に現車の傷や破損箇所などを確認、記入する書面
(28) 逸失利益	クレーム原因が存在しなければ落札会員が得られたであろう利益
(29) ダブル移転	譲受した車両を第三者に譲渡する際、自らの名義に移転登録することを経ずに当該第三者の名義に移転登録させようとする事
(29) 貸渡登録	車検証備考欄に「貸渡」と記載されている車両

### 第 3 条（サービス内容）

1. 本サービスは、出品会員または業務提携先が本サイトに売却可能な車両を出品し、これを落札会員または業務提携先が落札することにより出品会員、落札会員および業務提携先間において車両の売買を行うものである。

2. CA は出品会員、落札会員または業務提携先による前項の売買を仲介する。
3. 本サービスにおける成約落札車両の売買契約は、出品会員、落札会員および業務提携先間で成立するものであり、CA は、買主または売主としての義務を負うものではない。

#### 第 4 条 (運営日)

1. 本サービスの営業日および営業時間は、平日午前 10 時から午後 5 時 30 分まで (CA が別に定める日を除く) とする。  
CA は、必要に応じ、営業日または営業時間を変更することが出来る。

#### 第 5 条 (会員の権利)

出品会員または落札会員は、本サービスを利用し、本サイトにおいて車両の出品、落札申し込みもしくは落札をすることができる。

#### 第 6 条 (会員の義務)

1. 会員は、本サービスの利用につき、次の義務を負う。
  - (1) 本サイトの会員 ID およびパスワードの管理
  - (2) 本サービスを利用したことによる取引の履行
2. 会員は、会員 ID またはパスワードの紛失、漏洩、盗用、または不正利用、その他の事故によって被害を被った場合でも、そのために生じた損害につき、自身の責任で対応しなければならず、CA に対する債務を免れることはできない。

#### 第 7 条 (禁止行為)

会員は次に掲げる行為をしてはならない。

1. 出品会が、自ら出品した車両に対し、自ら落札申し込みを行うこと。また第三者に落札申し込みすることを依頼すること、またはそれに協力することおよびこれらに類似する行為。
2. 出品会員が、車両を落札申し込みまたは落札した者へ直接連絡すること、または落札会員が、車両を出品した者または落札した車両の旧名義人等へ直接連絡すること
3. 落札会員が、CA が特別に認める場合を除き、名義変更の完了以前に当該車両を走行使用すること

#### 第 8 条 (クレーム)

1. CA は、出品会員または落札会員から、本サービスを利用して売却または購入した車両に関するクレーム申請を受けた場合、別に定める細則に基づき、当事者間の調整またはクレーム裁定を行う。
2. クレーム当事者は、前項による CA の裁定に原則従わなければならない。なお、落札会員が第 26 条 1 項に違反したとき、またはクレーム調整が不調となった場合、あるいは

クレーム裁定に当事者のいずれかが従わない場合、CAは本状に定める手続きを行わないことができるものとし、出品会員および落札会員はこれを承諾したものとみなす。

## 第9条（業務提携先）

1. 出品会員は、CAが出品車両に関する情報をCAの業務提携先に提供することを承認する。
2. 出品会員が本サービスを利用し、前項に定める業務提携先に車両を売却した場合でも、第8条、第11条から第18条まで、第24条から第25条まで、第27条から第31条までおよび第33条は、本規約が業務提携先の定める規約に優先する。
3. 落札会員は、本サイトに掲載される出品車両には、CAの業務提携先からの出品車両が含まれることを了承する。

## 第10条（サービス利用区分および手順）

1. 本サービスにおいて出品車両の売買契約は、落札会員または業務提携先が落札申し込みをし、CAが落札意志と併せて出品会員または業務提携先に出品車両の在庫および売却意志を確認したときに成立する。

## 第2章 出品

### 第11条（出品会員の義務）

1. 出品会員は、本サービスへの車両出品につき、本サービスにおいて落札会員による車両確認手段が出品票および画像であることを十分に理解した上で、次の義務を負う。
  - (1) 自らの責任において車両の点検整備を綿密に行い、かつ別に定める検査基準に沿った検査を実施の上、仕様、品質、不具合、欠陥の程度を誠実に申告すること
  - (2) 車両に瑕疵または不具合等があるときは、これを出品票または画像を用いて説明するよう努めること
  - (3) 出品する車両の自動車リサイクル料が預託済みであるかどうかを確認すること
  - (4) 成約した車両につきクレーム等のトラブルが生じた場合、誠実に協議を行い、CAの裁定従うこと
2. 出品会員は、出品した車両が成約した場合、成約時に落札会員の承諾がある場合を除きCAからの入金日を含む7営業日（期限日が日曜日の場合は翌営業日）以内に、CAまたは落札会員が指定した陸送会社が車両を搬出できるようにしなければならない。
3. 出品会員は、前項による車両の搬出について、原則として指定陸送会社による搬出日時の指示に従わなければならない。
4. 出品会員は、出品した車両が成約した場合、成約日を含む2日目（期限日が日曜日の場合は翌営業日）の午後5時までに、譲渡書類をCAに送付しなければならない。
5. 出品会員は、出品票を車両売買における重要事項の告知手段と認識し、明確に表示しなければならない。

6. 出品会員は、CAによる落札申込に伴う在庫の確認時に、車両の引き渡し場所が登録所在地と異なる場合には、その旨を申し出なければならない。
7. 出品会員は、車検の有効期間がある車両（軽自動車を除く）を出品しようとする場合は、当該出品車両に係る自動車税が納税済みであることを確認しなければならない。
8. 出品車両は、抹消されている車両を除き、出品会員の名義に変更されているものとする。

## 第12条（出品車両の条件）

1. 出品会員は、出品する車両について、以下の条件を備えていることを確認しなければならない。
  - (1) 次条に定める譲渡書類を完備していること
  - (2) CAが別に定める基準に沿った検査を受けた車両またはCAが認める検査を受けた車両であること
  - (3) 10リットル以上の燃料を搭載もしくは電気自動車の場合は10kwh以上の充電をし、自走による落札会員までの陸送も含め、社会通念上、通常に走行可能な車両であること  
なお指定陸送会社が善良なる管理者としての注意をもって運転または運搬しようとしたにも関わらず陸送ができない車両については、本項の条件を満たしていなかったものとみなす。
  - (4) スペアタイヤ、工具、ジャッキ等を備えていること。ただし出品票において欠品である旨を記載している場合を除く。
  - (5) 車検証記録の所有者が自らの名義である車両、もしくは譲渡書類のすみやかな差し替えが可能な車両であること
  - (6) 指定陸送会社が運搬可能な状態であること。車高が著しく低い車両、オイル漏れ、水漏れ、バッテリー上がりなどの理由により指定陸送会社が輸送不可能と判断した場合、出品会員は自らの責任ですみやかに輸送可能な状態にしなければならない。
  - (7) 第5号の定めに関わらず、出品会員は、出品する車両の車検証記録の所有者が破産会社、死亡相続または未成年である、もしくはダブル移転に該当する等、陸運支局または検査登録事務所によって取り扱いが異なる場合には、自らの名義に変更後、出品しなければならない。ただし成約時までに落札会員の承諾がある場合を除く。
2. 出品会員は次の各号に該当する車両を出品してはならない。出品の事実が発覚した場合、CAは出品会員の承諾を得ることなく、出品の取消しを行う事ができ、かつ当該出品会員のサービスの利用を制限することができる。
  - (1) トレーラー、キャンピングトレーラー等の被けん引自動車
  - (2) 道路運送車両法で定める原動機付自転車、軽自動二輪、小型自動車二輪
  - (3) 農業機械、工業機械等の特殊車両
  - (4) 車両部品、船舶等の車両以外の物品
  - (5) 盗難車両、接合車両、差押え車両等の違法な車両

- (6) 国産車のうち未登録車（製造後一度も登録されたことのない車両をいう）
  - (7) 事業用番号標板（ナンバープレート）が付けられた車両
  - (8) 本サービスでの取引を制限されている者が所有する車両
3. 本サービスにおいて第1項及び前項に該当する車両の売買が成立した場合でも、CAは当該出品会員もしくは落札会員の承諾を得ることなく売買を解除することができる。この場合、CAは当該出品会員が支払った成約手数料の返還を行わない。

### 第13条（譲渡書類）

1. 出品する車両には、次の条件を満たす譲渡書類を備えなければならない。
- (1) 出品する車両が軽自動車以外で車検の有効期間がある場合
    - ①電子車検証・自動車検査証記録事項（電子車検証でない場合は車検証のみ）
    - ②自動車損害賠償責任保険証
    - ③譲渡証明書
    - ④印鑑証明書（有効期限が成約日の翌月末以降まで残存するものに限る）
    - ⑤委任状（有効期限が成約日の翌月末以降まで残存するものに限る）
    - ⑥リサイクル券
    - ⑦その他 CA が指定する書面
  - (2) 出品する車両が軽自動車以外で車検の有効期間がない場合
    - ①登録識別情報等通知書
    - ②譲渡証明書
    - ③リサイクル券
    - ④その他 CA が指定する書面
  - (3) 出品する車両が軽自動車で車検の有効期間がある場合
    - ①電子車検証・自動車検査証記録事項（電子車検証でない場合は車検証のみ）
    - ②自動車損害賠償責任保険証
    - ③OCR用紙（1号用紙または申請依頼書）
    - ④リサイクル券
    - ⑤その他 CA が指定する書面
  - (4) 出品する車両が軽自動車で車検の有効期間がない場合
    - ①軽自動車検査証返納証明書（平成24年6月4日以降に交付されたもの場合、軽自動車届出済証返納済確認書も添付）
    - ②リサイクル券
    - ③その他 CA が指定する書面
  - (5) 輸入車（日本国内において未登録のものに限る）である場合
    - ①予備検査証（CA到着時点で有効期限が満2ヶ月以上残存するもの）
    - ②通関証明書

③譲渡証明書

④その他 CA が指定する書面

2. 譲渡証明書、販売証明書、印鑑証明書、委任状、その他 CA が指定する書面については、以下の通りとする。
  - (1) 差し替え可能なものであること
  - (2) いかなる陸運支局もしくは検査登録事務所においても登録が行えるものであること
  - (3) CA が指定する書面のうち住民票については、マイナンバーの記載が無いもの
3. 輸出抹消勝本、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書または既に使用されているリサイクル券は、前二項に定める譲渡書類と認めない。
4. 出品会員は、譲渡書類（特殊用度にかかる登録書類を含む）に関して不備があり、落札会員から申告があった場合、CA から通知があった日から 7 日目までに、落札会員が登録をしようとする地域における登録に必要な書類を CA に提出する等して、譲渡書類の不備を解消しなければならない。
5. 還付金譲渡請求権譲渡書について、CA は受付または保管等を行わない。

## 第 14 条（出品手続き）

1. 出品会員は、車両を出品する場合、CA の定める手順に従わなければならない。
2. 出品会員は、出品している車両の内容および車両状態が掲載情報と異なる場合には、自らの責任において、ただちにこれを訂正しなければならない。
3. リサイクル預託金を預託済みの車両を出品する場合、出品票に預託済みである旨および預託金額を記入しなければならない。
4. 出品会員は、出品する車両が消費税非課税対象の福祉車両である場合、その旨を出品票に明記しなければならない。
5. 出品会員が、車両の出品期間中に、何らかの理由で出品を保留もしくは取り消しをする場合、自らの責任においてこの処理を行わなければならない。
6. 前項により出品を保留もしくは取り消しをした車両は、再出品することができる。
7. 本サービスへの出品期限は 1 年を限度とする。期限経過後も会員は再出品することができる。
8. 出品会員は、車検の残余有効期間が翌月末までに期限を迎える車両を出品する場合、原則として登録抹消済み車両として出品しなければならない。ただし継続車検の取得に必要な措置が講じられていることが確認できる等、CA が認めるときを除く。
9. CA は、出品票に車検満了年月または登録番号が記載されている場合、第 32 条に定める名義変更手続きが必要な車両とみなす。
10. 出品会員は、落札車両について落札前もしくは車両引渡し前に犯した交通違反の反則金未払い等により落札会員が車検を受けることができない事態の発生を防ぐために、必要な措置を講じ、かつ CA が求める書類等を速やかに提出しなければならない。なお、落札会員から上記に関するクレーム申告があったにも関わらず出品会員が当該申告のあった日から

30日を経過してもなお是正措置を講じない場合、あるいはCAが求める書類等を提出しない場合、CAは別に定める細則に基づくクレーム裁定を行い、当該車両の取引を解除することができる。

## 第15条（出品制限）

1. CAは、出品された車両の業販価格または出品票への記載内容が適正でないと判断した場合、出品の制限または是正指導をすることができる。
2. 前項の指導を受けた出品会員は、これに従わなければならない。
3. CAは、前項の指導に従わない、もしくは指導に従うもののその程度が芳しくない出品会員に対し、本サイトへの出品の制限または本サービスの利用制限もしくは本サービスの会員登録契約解除等の処置を講じることができる。

## 第16条（成約通知）

1. CAは、出品会員が出品した車両が成約となった場合、その結果をCA計算書の送付によって当該出品会員に対し通知する。
2. 前項のCA計算書送付は、成約日の翌営業日までに行う。

## 第17条（出品会員の成約後の手続き）

1. 出品会員は、全ての譲渡書類を、CAを介して落札会員へ送付しなければならない。
2. 出品会員は、備品類または付属品等について、以下の措置を講じなければならない。
  - (1) 出品票に付属品として記載している保証書、取扱説明書または記録簿および容易に車外へ持ち出すことが可能な備品類（整備手帳、リモコン、ナビ用ロム、予備のキーを含む）は、譲渡書類と同封してCAへ送付すること
  - (2) 譲渡書類と同封することが困難な大型の部品または予備用のタイヤ等は車内積込した上で、盗難または紛失を防ぐ措置を講じること
3. 出品会員は、前項の書類または備品等を車内積込したことにより紛失または破損等した場合、自らの責任で再発行等の対応をしなければならない。

## 第18条（出品会員都合による契約解除）

1. 出品会員は、出品車両のCA計算書の送付の翌営業日（落札日が金曜日の場合は次の最初の平日）午後5時まで、あるいはCAが別に定めた時限までにCAに申し出た場合、およびそれ以降はCAが認めた場合に限り、CAペナルティ規約に定める成約解除ペナルティを支払うことにより、当該車両の売買契約を解除することができる。
2. 前項の場合でも、出品会員は、CAに対する成約手数料の支払いおよび車両の陸送手配に要した費用の支払いを免れない。

## 第3章 落札

### 第19条（落札会員の義務）

1. 落札会員は、本サービスでの車両落札につき、次の義務を負う。
  - (1) 自ら本サービスにて落札しようとする車両の状態、評価、内容を確認の上、落札申し込みすること
  - (2) CAの定める手順に従い、落札車両の代金、自動車税相当額、手数料等の支払いを行うこと
  - (3) 落札した車両が登録番号のある車両の場合、定められた期限までに名義変更手続を完了すること
2. 落札した車両が消費税非課税対象の福祉車両であっても、その旨が出品票に記載されていないとき、もしくは取引成立までに出品会員より申出がないときは、CAは落札会員より当該車両に係る消費税を徴収し、これを出品会員に支払う。落札会員が当該車両にかかる消費税の還付を行おうとする場合には、自ら申告等の手続を行わなければならない。
3. 落札会員は、次条に定める指定陸送会社をして、車両の落札後、すみやかに車両を出品会員より引き取るよう手配しなければならない。
4. 落札会員は、落札した車両に対してクレームを申請する場合は、建設的かつ円満に解決する協議をし、クレーム処理に関するCAの裁定に原則従わなければならない。

### 第20条（陸送）

1. 落札会員は、落札申し込み時に、CAが陸送を手配するサービスを利用するものとする。
2. 前項のCAが陸送を手配する場合でも、落札した車両に関する陸送契約は落札会員と当該指定陸送会社間において締結され、CAは陸送中の事故、遅延等について一切の責を負わない。
3. その他陸送に関する詳細はCAの判断に従うものとする。

### 第21条（落札通知）

1. CAは、落札会員が車両を落札した場合、その結果をCA計算書の送付によって当該落札会員に対し通知する。
2. 前項のCA計算書の掲載および送付は落札日の翌営業日までに送付する。

### 第22条（落札会員都合による契約解除）

1. 落札会員は、落札車両のCA計算書の送付日の翌営業日（落札日が金曜日の場合は次の最初の平日）午後5時まで、あるいはCAが別に定めた時限までにCAに申し出た場合、およびそれ以降はCAが認めた場合に限り、CAペナルティ規約に定める落札解除ペナルティを支払うことにより、当該車両の売買契約を解除することができる。
2. 前項の場合でも、落札会員はCAに対する落札手数料の支払いおよび出会員のCAに対する

成約手数料の立て替え払いと、車両の陸送手配に要した費用の支払いを免れない。

### 第 23 条（譲渡書類の検品およびクレーム）

1. 落札会員は、本サービスで車両を落札し譲渡書類を受領した後、すみやかにこれを確認しなければならない。
2. 前項の結果、譲渡書類に不備がある場合または出品票もしくは画像と相違ある場合は、受領日を含む 7 日目（期限日が日曜日の場合は翌営業日）の午後 5 時までに、CA に対し不備またはクレームの申告することができる。なお CA は期限を超えた申告を受け付けない。

### 第 23 条の 2（納車検品およびクレーム）

1. 落札会員は、落札した車両が搬入された時点で、すみやかに当該車両が出品票に記載の内容および画像と相違がないことを確認しなければならない。
2. 前項の結果、相違または問題等を認めた場合には、別に定めるクレーム申告期限内に限り、CA にクレームを申告することができる。
3. 落札会員は、CA による指示がある場合を除き、前条による書類不備もしくは前項による車両不具合等を理由として落札した車両の受け取りを拒んではならない。

## 第 4 章 精算

### 第 24 条（手数料）

1. 会員は、本サービスを利用し車両の成約を行った場合、CA に対し、別に定める手数料を支払わなければならない。
2. 手数料の支払い方法および期日については別に定める。ただし出品会員が出品した車両が成約した場合は次条の定めるところにより、落札会員が車両を落札した場合は第 26 条の定めるところによる。

### 第 25 条（出品会員の車両代金の受領）

1. 出品会員は、次の方法によって車両代金の支払いを受けるものとする。
  - (1) 車両の成約後、譲渡書類が CA に到着し次第、CA は出品会員に対し、落札会員のために車両代金を立替払いする。この場合、原則として譲渡書類の到着は毎営業日正午を区切りとし、立替払いは 7 営業日以内に行う。なお譲渡書類は不備なき書類の到着をもって CA への到着とみなす。
  - (2) CA が、出品会員に対して手数料、車両代金の立替払いの精算金その他の金員の支払いを求める債権を有している場合、CA は、当該債権をもって車両代金の立替払いに充て、または相殺することができる。
  - (3) 成約車両の売買契約が本規約その他 CA の定める規約もしくは裁定により解除された場合、出品会員は第 1 号により受領した車両代金およびその他の費用を直ちに CA に支払って返

還しなければならない。

## 第 26 条（落札会員の支払い）

1. 落札会員が車両を落札した場合、会員は落札日を含み日曜日を除く 3 日目（期限日が金融機関休業日の場合は翌営業日）までに、車両代金を支払って CA による立替払いおよび手数料を精算しなければならない。
2. CA は前項の支払いの確認ができ、かつ出品会員より譲渡書類の送付がなされていた場合、毎営業日午後 3 時を区切りとして、3 営業日以内に落札会員に対し落札車両の譲渡書類を送付する。
3. 第 1 項の支払い方法は、CA の指定する金融機関口座への振込みとし、これに要する手数料は当該落札会員が負担する。
4. 落札会員は、CA に対して、成約車両代金等の債権を有している場合でも、落札車両代金等の債務との相殺を主張できない。
5. 落札会員は、落札した車両にクレームを申告する場合でも、第 1 項の期限までに車両代金を支払わなければならない。
6. 落札会員が第 1 項に定める期限までに支払いを怠ったときは、落札会員は CA に対して延滞額に対して完済日まで年 14.5%の割合の遅延損害金を支払わなければならない。

## 第 27 条（所有権の帰属と車両の取り扱い）

1. 落札会員は、CA が、落札会員による前条の支払いを担保する目的で、支払いが完了するまでの間、譲渡書類の送付を差し止め、かつ、当該落札車両の所有権が出品会員または業務提携先に留保されることをあらかじめ承諾する。
2. 本サービスにおいて売買された車両の所有権は、落札会員が落札車両の車両代金を前条に規定する方法により支払い、CA による立替払いを精算した時点で、出品会員または業務提携先から、落札会員または業務提携先に移転する。
3. 落札会員が前条に規定する落札車両代金の立替払いの精算を遅延した場合、出品会員または業務提携先は、ただちに当該落札車両にかかる落札会員との売買契約を解除し、かつ、1 項の規定に基づき留保していた当該落札車両の所有権を CA に移転することができるものとし、その場合、CA は、以下の各号のいずれの措置もとることができる。なお、2 号の措置をとった後に 1 号の措置をとることが妨げられるものではない。
  - (1) 当該落札車両を回収して CA が相当と認める方法で第三者に売却すること。この場合、落札会員は別に定める転売手数料を負担することに同意し、かつ、落札会員が損害を被ることがあっても、出品会員、業務提携先および CA はこれを賠償する責めに任じない。
  - (2) 落札会員の費用負担のもと、当該車両のナンバープレートのみを回収し、移転登録または抹消登録を行うこと。
4. 前項によって CA が回収した車両の第三者への売却金額（諸費用を含む）が、前条の規定に

より落札会員が CA へ支払うべき金額よりも低かった場合でも、落札会員は同売却金額につき異議を唱えることはできず、その差額分を負担しなければならない。

5. CA が、3 項の規定によって落札車両の所有権を取得し、同所有権に基づいて落札車両を回収したときは、その日の翌日から前条 5 項の遅延損害金は発生しないものとする。
6. 落札会員による車両代金の支払いが滞った場合、CA は当該車両の陸送を途中で留保または取り止めることができる。この場合、陸送の留保または取り止めに要する費用は、当該落札会員が負担しなければならない。
7. 第 25 条 3 号に基づき出展会員が受領した車両代金およびその他の費用を返還するまでの間、譲渡書類および当該車両の所有権の扱いについては本条第 1 項の定めを準用し、返還なき場合の扱いについては本条第 3 項から第 6 項までの定めを準用する。  
この場合、落札会員は出品会員と読み替えるものとする。

## 第 28 条（リサイクル預託金の修正）

1. 落札会員は、落札した車両にリサイクル券の不備またはリサイクル料の金額の申告に誤りがあった場合、譲渡書類が到着した日を含む 7 日（期限日が土日・祝日の場合は翌平日）以内に、CA に申告しなければならない。
2. 出品会員は、成約した車両のリサイクル預託金額の申告に誤りがあった場合、成約日を含む 7 日（期限日が土日・祝日の場合は翌平日）以内に、CA に申告しなければならない。
3. CA は、前二項の申告を受け付けた場合、当該車両の売買契約の相手方に連絡し、リサイクル券の送付の指示、もしくは精算金額の訂正を行う。
4. 前項の連絡を受けた出品会員または落札会員は、CA からの指示に従わなければならない。
5. 期限を過ぎた申告は、これを受け付けない。

## 第 29 条（自動車税相当額の精算）

1. 売買された車両に登録番号がある場合、CA は当該落札会員に対し、落札日を起算日として翌月から翌 3 月までの自動車税相当額を、月割にて請求する。
2. 自動車税相当額について、CA は以下の表により自動車税相当額の精算を行い、落札会員に対し CA 計算書を以て請求する。ただし落札車両の車検証確認後、請求額の相違が発覚した場合、請求額を訂正する事ができる。なお 3 月中に売買された車両について、落札会員が当月中に名義変更した場合は、落札会員へ返金する。
3. 出品会員への精算は、名義変更完了後、CA の定める日に行う。
4. 売買された車両の自動車税が未納である場合は、出品会員は速やかにこれを納付しなければならない。
5. 名義変更の完了通知は、提出期限内に自動車検査証記録事項または電子車検証の写し、もしくはその両方を FAX にて送付することにより行う。提出期限を過ぎた場合、CA は自動車税相当額の返金を行わない。

対象会員	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札会員	返金なし	月割計算を行い、支払い
出品会員	残月分の自動車税相当額を支払い	月割計算を行い、支払い

### 第 29 条の 2（還付不能時の取り扱い）

1. 落札会員が第 32 条 1 項 1 号の手続きを遅延したことにより出品会員が自動車税相当額の還付を受けられなかった場合、出品会員は CA を通じて落札会員に当該還付されるべき金銭を請求することができる。
2. 前項の請求をしようとする出品会員は、還付を受けられなかったことを証する書類を CA に提出しなければならない。
3. CA は出品会員から提出された書類を確認し、落札会員に請求する。
4. 前項の請求を受けた落札会員は、その支払いに応じなければならない。

### 第 30 条（名義変更保証金）

1. 売買された車両が軽自動車であり、登録番号がある場合、成約落札日が 3 月の場合に限り、CA は、落札会員に対し名義変更保証金を請求する。
2. 請求する金額および精算の取り扱いは、下記の表による。

	4 ナンバー	5 ナンバー
請求額	4,000 円	7,200 円
3 月中、または 4 月 1 日に名義変更の場合	落札会員へ返金	落札会員へ返金
4 月 2 日以降に名義変更の場合	落札会員への返金なし	落札会員への返金なし
	出品会員へ支払い	出品会員へ支払い

3. 平成 27 年 4 月 1 日以降に新規取得される軽自動車税は下記の表による。

	4 ナンバー	5 ナンバー
請求額	5,000 円	10,800 円

4. 平成 28 年 4 月 1 日以降に、初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けたから 13 年を経過した軽自動車税は下記の表による。

	4 ナンバー	5 ナンバー
請求額	6,000 円	12,900 円

### 第 30 条の 2（自動車税相当額の二次抹消の取り扱い）

1. 落札会員が、移転登録後、同一年度内に抹消登録を行い、自動車税相当額の返金請求を行おうとするときは、登録終了後翌日までに、CA まで連絡の上、名義変更を行ったことを

証するため車検証の写しを FAX にて送付する。

2. 前項の請求期限は、取引成立日を含む 90 日以内までとする。
3. 登録番号付出品車両については自動車税が全て納付されている場合に限り、未納だった場合、出品会員は自ら責任でただちに納付手続きを行い、CA にその旨を通知しなければならない。

### 第 31 条（自動車損害賠償責任保険の精算）

売買された車両の自動車損害賠償責任保険証における契約者の使用の本拠が、沖縄県または離島等であり、権利譲渡される契約者に保険料の追徴金が発生するときは、落札会員が落札日の翌月末日までに CA へ申告した場合に限り、出品会員は、CA を通じ、当該追徴金額を落札会員へ支払わなければならない。

## 第 5 章 名義変更

### 第 32 条（落札会員の落札後の手続き）

1. 落札会員は、落札した車両に登録番号がある場合、名義変更手続きについて、以下の定めに従わなければならない。
  - (1) 譲渡書類を受領後、名義変更期限までに移転登録または抹消登録を完了し、名義変更期限日の 2 営業日後（期限日が土日・祝日の場合は翌平日）までに、名義変更後の自動車検査証記録事項または電子車検証の写し、もしくはその両方を FAX、郵送もしくは CA が指定する電磁的方法にて CA に送付すること（郵送の場合は CA 必着に限る）
  - (2) 落札した車両が軽自動車である場合は、名義変更控えを保管しておくこと
2. CA は、落札会員が所有者および使用者を変更した上で前項の手続きを行うことにより、報告を完了したものとみなす。
3. 落札会員は、譲渡書類の差し替えを希望するときは、CA ペナルティ規約に従い、CA に申し出なければならない。

### 第 32 条の 2（名義変更手続きを怠ったときの車両の取り扱い）

1. 落札会員は、落札会員による前条の名義変更手続きを担保する目的で、名義変更手続きが完了するまでの間、当該落札車両の所有権が CA に留保されることを予め承諾するものとする。
2. 落札会員が前条に規定する名義変更手続きを遅延し、その程度が甚だしいと CA が判断した場合、CA は前項の規定によって CA に留保されていた当該落札車両の所有権に基づき、手続き期限の翌日から催告なしに当該落札車両を回収し、適当と認める方法で第三者に売却等することができる。もしくは、落札会員の費用負担のもと、当該車両のナンバープレートを回収し、移転登録または抹消登録を行うことができる。
3. 前項に基づく売却等以後の手続きについては第 27 条第 3 項から第 5 項の定めを準用する。

### 第 33 条（早期名義変更）

1. 出品会員は、成約時に落札会員の承諾がある場合に限り、名義変更期限を早めることができる。
2. 出品会員は、成約後であっても、落札会員の承諾を得られた場合に限り、名義変更期限を早めることができる。この場合、出品会員は CA ペナルティ規約に定める早期名義変更ペナルティを支払わなければならない。

## 第 8 章 処分

### 第 34 条（CA による取引取り消し）

1. 当該車両の落札が、出品会員と落札会員が通謀して売買の意思がないのかかわらず行った取引その他の不自然な取引（落札会員において車両代金を支払う意思もしくは資力がないのに CA に車両代金相当額を負担させることによって出品会員に利益を得させようとして行った取引等）であると CA が判断した場合、CA は、当該車両の売買の無効を主張し、またはこれを解除することが出来る。
2. 第 10 条 1 項に定める手順を経ずに落札となった場合、CA は、当該車両の落札日より 10 日以内に限り、当該車両の売買の無効を主張し、またはこれを解除することが出来る。この場合、CA は既に出会員及び落札会員から徴収した手数料を返還する。
3. 第 1 項において、CA が不自然な取引であると判断した場合、CA は出品会員及び落札会員に対して契約解除ペナルティを科すことができる。
4. 第 2 項において正常な手順を経ずに落札となり売買契約を解除した場合、CA は出品会員に契約解除ペナルティを支払う。
5. CA は、成約した車両に関し出品会員が第 11 条から第 14 条の定め反していると認めるときは、当該車両の売買を解除することが出来る。この場合、CA は既に出品会員から徴収した手数料の返還を行わない。

### 第 35 条（禁止行為違反）

1. 出品会員が、出品する車両の不具合箇所を知らずながら故意にその表示を行わなかったと CA が判断したときは、CA は、当該会員の会員登録契約の解除または出品もしくは落札の制限ないし停止をし、または金銭的ペナルティを科し、もしくはその両方を科すことができる。
2. 会員が第 7 条 1 号から 3 号に掲げる行為をした場合、CA は当該会員の会員登録契約を解除し、または禁止行為違反ペナルティを科し、もしくはその両方を科すことができる。
3. 落札会員が第 7 条 4 号の定め反し、当該車両にて事故、交通違反、駐車違反等を起こし、CA、出品会員または当該車両の前所有者等に損害を与えたと CA が判断した場合、CA は当該落札会員に対し移転登録前走行ペナルティを科し、かつ、当該落札会員は発生した損害を補償しなければならない。

4. 出品会員が第 14 条 9 項の定めに違反した場合、CA は当該出品会員に対し別に定めるペナルティを科すことができる。
5. 落札会員が第 23 条の 2 の定めに反し落札車両の引き取りを拒んだ場合、CA は当該落札車両を当該落札会員の費用負担の下、転売または解体処分等することが出来るものとし、落札会員はこれを承諾する。

### 第 36 条（名義変更遅延）

1. 落札会員が第 32 条 1 項の定めに違反した場合、当該落札会員は CA に対し、CA ペナルティ規約に定める名義変更遅延ペナルティを支払わなければならない。また CA は、名義変更の遅延判明以降、当該落札会員の本サービスの利用を制限することができる。
2. 落札会員が第 32 条 1 項に定めに違反し、その程度が著しいと CA が認める場合、CA は当該落札会員に代わり、当該車両の登録を変更または抹消の申請することができる。この場合、落札会員は CA の譲渡書類等の送付示等に従わなければならない、書類の送付および抹消申請に要する費用は当該落札会員が負担しなければならない。

### 第 36 条の 2（その他のペナルティ）

第 32 条から第 36 条の他、本規約に関するペナルティは CA ペナルティ規約に定める。

### 第 37 条（利用制限）

1. CA は、会員が以下の各号のいずれかに該当することとなったとき、該当会員の本サービスの全部または一部の利用の制限し、もしくは当該会員の会員登録契約を解除することができる。
  - (1) 第 8 条 2 項尚書および CA クレーム裁定細則第 7 条 2 項に該当するとき
  - (2) 第 11 条 3 項に定める譲渡書類の提出を遅延しているとき
  - (3) 第 25 条 3 項もしくは第 26 条に定める車両代金等の支払いまたは返還を遅延しているとき
  - (4) 第 32 条に定める名義変更の手続きを遅延しているとき
2. 落札会員が利用限度額を超えて本サービスを利用した場合、CA は落札した車両の陸送を途中で留保することができる。
3. 1 項に基づく本サービスの利用制限もしくは会員登録契約の解除、または前項に基づく車両の陸送の留保により、会員が損害を被ることがあっても、CA はこれを賠償する責めに任じない。

## 第 9 章 その他

### 第 38 条（著作権）

本サービスにおいて本サービスに掲載する情報の著作権および掲載情報を利用する権限 CA に属する。ただし業務提携先からの出品車両に関する情報を除く。

### **第 39 条 (免責)**

CA は、以下の場合でも、法令または本規約で別に定める場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

- (1) 会員が、本サービスを利用したことによって損害を被った場合
- (2) 会員が、自らのコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態により本サービスを利用できず、損害を被った場合
- (3) CA のコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態により CA が本サービスを運営できず、会員が損害を被った場合

### **第 40 条 (損害賠償)**

会員が不正な方法により本サービスを利用し、CA に対して損害を与えた場合、当該会員はこれを賠償しなければならない。

### **第 41 条 (規約の改定)**

本規約および本規約に定める細則は、CA が必要と認める場合、随時任意に改定することができるものとし、改定内容は本サービスにおける掲示または文書によりその都度会員に通知し、掲示の日付をもって全通達が完了したものとみなす。

## 会員間車両売買サービス出品細則

### 第1条（目的）

本細則は、カーチス倶楽部業販サイト利用規約第11条に基づく出品車両の検査基準を定め、品質水準の保持等、良好な中古車流通環境を維持することを目的とする。

### 第2条（出品会員の義務）

1. 出品会員は、本サービスにおいて落札会員による車両確認手段が出品票および画像であることを十分に理解した上で、以下の定めに従わなければならない。
  - (1) 出品しようとする車両の内外装の検査点検を行いその結果を正確に表示すること
  - (2) 出品しようとする車両の走行機関、機構および装備に関して検査点検を行い、その結果を正確に提示すること
  - (3) 車両の瑕疵または不具合等があるときは、これを出品票または画像を用いて説明するよう努めること
  - (4) 出品する車両が福祉車両に該当するときは、その旨を出品票に正確に記載すること
  - (5) 出品する車両の自動車リサイクル料の預託の有無を出品票に正確に記載すること
  - (6) 成約後の出品票または画像の提示不備、出品検査員記入欄のみへの記載、曖昧または紛らわしい表記をしないこと
2. 出品会員は、前項に関するクレームについて、CAの裁定に原則従わなければならない。

### 第3条（評価基準）

評価点	基準内容		
	外装・内部ダメージ	登録・走行条件	内装条件、評価点の上限、補足等
S	無傷、無補修であるもの	登録1年未満 走行1万km未満	内装Aまで
6	無傷、無補修であるもの	登録3年以内 走行3万km未満	内装Aまで
5	A1・U1・B1のキズ・へこみ2か所まで	走行5万km未満	内装Bまで ガラス小飛石まで
4.5	A2・U2・B2のキズ・へこみが 1か所以内 仕上がりの良い加修パネル2枚以内	走行10万km未満	内装Bまで メーター交換（\$）上限 10cm未満ガラスヒビ上限
4	A2・U2・B2のキズ・へこみが 2か所以上 A3・U3・B3のキズ・へこみ1か所以上 加修済パネル3枚以上	走行15万km未満	ルーフBP跡上限 コアサポート、バックパネルの軽微な小歪上限 コーションプレート品上限 色替え上限

			10cm 以上ガラスヒビ、割れ上限
3.5	A2・U2・B2 のキズ・へこみが 4 か所以上 A3・U3・B3 のキズ・へこみが 2 か所以上 S2・C2 のサビ・腐食 ボディ全体に色褪せがある		メーター改ざん (*) 走行不明 (#) 上限 コアサポート、左右サイドメンバーへの間接 接合、バックパネル修正、曲がり上限
3	外装 3.5 の範囲を超えるもの 全体的な加修・交換・張替を要するもの クォーター両側交換、ステップアウト ー交換、バックパネル交換		雹害車 (軽微) 上限 下回り腐食まで (腐食穴不可)
2	粗悪車 (冠水車、消火器噴霧跡、その他災害 車)		ボディ腐食大、腐食穴多し等
1	改造車 (規格外エンジン・ミッション・ター ビン乗せ替え、外寸の変わるパテ埋め 等)		改造車とは規格外のパーツが装着され継続検査を 受けられないもの、重要骨格に加工等があるもの とし、注意事項に改造部位を記載すること 公認車は、通常評価とするが注意事項に改造部位を 記載すること 改造車で修復歴のある場合、評価点は R とし、 注意事項に修復箇所・改造部位を記載すること
R	修復歴車		修復歴とは、外板パネルを介し波及した力が骨格 部分に達しているものおよび骨格部分を加修して ているもの、修正機跡があるもの 注意事項に修復箇所を記載すること
0	事故現状車	陸送会社が運搬でき る車両であること	展開図に事故範囲を○印で記載、注意事項に エアバックの状況を記載すること

※：評価点は、基準内容をすべて満たす必要があります。

メーター改ざん車 「*」	過去の記録等により走行メーターが巻き戻されている事が確認できる場合は現在の表示距離を出品票に 記入し「*」を付け、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」と記入して過去の距離歴を記入する。
メーター交換車 「\$」	新品メーター交換歴のあるもので、認証または指定工場の記録証明があるものは合算距離を出品票に 記入し「\$」を付け、注意事項記入欄に「メーター交換車」と記入して、交換前距離と日付および現在の 表示距離を記入する。
走行不明車	「メーター改ざん車」、「メーター交換車」以外で推定できる根拠がないが走行距離不明の場合は現在の

「#」	表示距離を出品票に記入し「#」を付け、注意事項記入欄に「走行不明車」と記入する。
<p>メーター交換のあるものでも、認証または指定工場の記録証明が無いものおよび中古メーターに交換されているものは現在の表示距離を出品票に記入し「*」を付け、注意事項記入欄に交換前距離（中古メーターは取付け時の表示距離も記入）</p> <p>・日付・推定合算距離を記入し「メーター改ざん車」と記入して出品する。</p>	

#### 第4条（修復歴の定義）

1. 修復歴とは、過去に交通事故その他災害により、車体骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したものをいう。
2. 未修復の「現状車」も同様の判定基準を適用する。ただし小さな損傷は修復歴としない。
3. 小さな損傷の大きさは、日本国の造幣局が製造する500円硬貨未満とする。

骨格部位名称	修復歴とするもの	修復歴としないもの
<p>クロスメンバー &lt;フロント&gt; 左右サイドメンバーに直接溶接されているもの。</p> <p>&lt;リア&gt; サイドメンバーの先端より内側にあり、左右サイドメンバーに溶接されているもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・曲がり、凹みまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・亀裂があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな凹み、裂またはその修復跡があるもの</li> <li>・突き上げによる凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>
<p>サイドメンバー &lt;フロント&gt; コアサポートより後ろに位置する部分のみ。</p> <p>&lt;リア&gt; エンドパネルより後ろに位置するものも同じ扱いとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・曲がり、凹みまたはその修復跡があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアサポートの先端部より前に位置する部分、またはリアエンドパネルより後ろに位置する部分の損傷またはその修復跡があるもの。</li> <li>・けん引フック取付け部分の損傷またはその修復跡があるもの。</li> <li>・バンパーステー取付け部の小さな凹みまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・突き上げによる凹み、傷またはそれらの修復跡があるもの。</li> </ul>
<p>インサイドパネル &lt;フロント&gt; コアサポートより後ろに位置する部分のみ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・曲がり、凹みまたはその修復跡があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアサポートの先端部より前に位置する部分の損傷またはその修復跡があるもの</li> <li>・小さな凹みまたはその修復跡があるもの</li> </ul>

ピラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・スポットの打ち直しがあるもの。</li> <li>・外部または外板を介して波及した凹みまたはその修復跡があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部外部に露出している部分に凹みまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・ボディサイドシルパネルの単体部品に生ずるピラー下部に、溶接処理跡があるもの。</li> <li>・外部または外板を介さない凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul> <p>シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジの凹みまたはふくらみ、またはそれらの修理跡があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1BOX 車等で、ルーフからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部は、ピラーとしない。</li> <li>・小さな凹みまたはその修理跡があるもの</li> </ul>
ルーフ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・ピラーから波及した凹みまたはその修復跡があるもの</li> </ul>	インナー部に小さな凹み、曲りまたはその修理跡があるもの
センターフロアパネル/ フロントサイドメンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・パネル接合部に、はがれまたは修復跡があるもの。</li> </ul> <p>※「はがれ」はスポットのはがれたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破れ（亀裂）があるもの。</li> <li>・外部または外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がりまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突き上げ等でパネルまたはメンバーに凹み、曲がり、小さな破れまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・小さな凹み、破れまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>
リヤフロア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・パネル接合部に、はがれまたは修復跡があるもの。</li> </ul> <p>※「はがれ」はセンターフロアとの接合部のスポットのはがれたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破れ（亀裂）があるもの。・外部または外板を介して波及した、凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアエンドパネルまたはリアフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの。</li> <li>・スペアタイヤ等格納部の突き上げによる小さな凹み、小さな破れまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>

## 第5条（修復歴基準）

骨格部位に損傷があるものまたは修復されているものは修復歴とする。ただし骨格は溶接されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。なお「溶接」には

リベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けされているものを含む。

## 第6条（内装評価表）

A	●新車状態と同様のもの
	●綺麗で加修の必要がないもの
	●目立たない小さな汚れ、簡単に取れる小汚れ程度まで
B	●シートコゲ・タバコ穴：2か所まで
	●シート切れ：5cm程度
	●内張りキズ・切れ：10cm程度
	●ハンドルスレ：全体の1/2まで
	●室内汚れ（部分的な汚れまたは全体的な薄汚れ）
	●ペット毛少々（除去出来るレベル）
C	●シートコゲ・タバコ穴：3か所まで
	●シート切れ：10cm程度
	●内張り・天張りに損傷：浮き・はがれ等少々
	●ハンドルヒビ・はがれ：全体の1/4まで
	●室内汚れ（全体的な汚れ）
	●室内の臭い（タバコ・動物等）
	●ペット毛多数

## 第7条（検査記号表）

瑕疵	記号	レベル
キズ	A1	5cm程度（ゴルフボール大）
	A2	20cm程度（サッカーボール大）
	A3	40cm程度（500mlペットボトル2本大）
	A4	A3を超えるもの
へコミ	U1	5cm程度（ゴルフボール大）
	U2	10cm程度（ソフトボール大）
	U3	20cm程度（サッカーボール大）
	U4	U3を超えるもの
キズを伴うへコミ	B1	5cm程度（ゴルフボール大）
	B2	10cm程度（ソフトボール大）
	B3	20cm程度（サッカーボール大）
	B4	B3を超えるもの
	W1	良質な仕上げの加修跡

加修跡	W2	容易に判断できる加修跡
	W3	再補修を要す加修跡
さび	S1	5 c m程度（ゴルフボール大）
	S2	10 c m程度（ソフトボール大）
	S3	S2を超えるもの
腐食	C1	5 c m程度（ゴルフボール大）
	C2	10 c m程度（ソフトボール大）
	C3	C2を超えるもの
要塗装	P1	軽微な色褪せ・塗装剥がれ
	P2	部分的な色褪せ・塗装剥がれ
	P3	大きな色褪せ・塗装剥がれ
	P4	P3を超えるもの
その他表現	××	交換済
	ワレ	割れ
	色アセ	色褪せ
	Pアト	ペイント跡
ガラス	リペア跡	良好な仕上げのガラスリペア跡
	トビ石	ガラス点傷
	ヒビ	約 1cm 程度までのガラスヒビ
	ワレ	ヒビを超えるガラスの割れ

※リペア良好→ヒビが全く消えているもの（上限 4.5 点）

※リペア不可→ヒビが残っているもの（上限 4 点）

幌（ホロ）の補修について：ガムテープ等による補修は補修扱いとしない→ホロ切れ、破れとする。

#### 附則

- ・本細則は、令和 8 年 5 月 1 日より施行する。

## クレーム裁定細則

### 第1条 (目的)

本細則は、本規約第23条または第23条の2に基づいて本サービスで生じたクレームの調整および裁定について定める。

### 第2条 (総則)

1. クレームが発生した場合、出品会員および落札会員の双方は、CAの調整の下、本細則に沿って、建設的な協議を行い、早期の解決に努めなければならない。
2. 前項による協議での解決が見られない場合、CAは本細則に基づき裁定することができる。
3. クレーム当事者は、CAの裁定に原則として従わなければならない。

### 第3条 (出品会員のクレーム防止義務)

1. 出品会員は、出品車両および出品票、譲渡書類を入念に点検し、車両の仕様および不良箇所がある場合はその内容を正確に記入し、クレームの発生を未然に防止する努力をしなければならない。
2. 出品会員は、出品票を明確に表示しなければならない。曖昧または紛らわしい表記については、CAの判断でクレーム対象となる場合があることに留意しなければならない。
3. 出品会員は、掲載する画像または文字データで確認することのできる装備、付属品等の欠品、不具合等について、CAの判断でクレーム対象となる場合があることに留意しなければならない。
4. 出品会員は、成約した車両の瑕疵が出品票の記載と著しく異なる場合には、CAの判断によりクレーム対象となることに留意しなければならない。なおCAは該する事例が生じた場合には当該出品会員による本サービスへの出品の制限を講じることができる。
5. 出品会員は出品票に付属品として記載している保証書、取扱説明書または記録簿および容易に車外へ持ち出すことが可能な備品類（整備手帳、リモコン、ナビ用ロム、予備のキーを含む）は、譲渡書類と同封してCAへ送付しなければならない。
6. 出品会員は、譲渡書類と同封することが困難な大型の部品または予備用のタイヤ等は車内積込した上で、盗難または紛失を防ぐ措置を講じなければならない。

### 第4条 (落札会員のクレーム防止義務)

1. 落札会員は、出品車両の状態を出品票および画像により確認した上で、落札申し込みしなければならない。
2. 落札会員は、譲渡書類の到着後、カーチス倶楽部業販サイト利用規約第23条の定めに従い、すみやかに譲渡書類の検品を行わなければならない。また、落札車両の搬入後、カーチス倶楽部業販サイト利用規約第23条の2の定めに従い速やかに検品を行わなければならない。

## 第5条（クレーム申請）

1. 落札会員は、前条に定める検品の結果、当該車両について出品票および写真と相違または問題等を認めるときは、別に定めるクレーム申告期間内に限り、落札車両についてCAにクレームの申請をすることができる。
2. 前項に関するクレームの申請は、すべてCAに行わなければならない。
3. クレームの申請は、専用の用紙を用いてFAX、または事務局への電話連絡で申し込まなければならない。
4. クレームの申請の期限は、申告期間最終日の午後5時までとする。ただし申告期間の最終日が土日・祝日の場合は、翌平日を申告期間最終日とする。
5. CAは、落札会員からのクレーム申請を受けた場合、出品会員への告知をもってクレーム申請の受付とする。ただし出品会員への告知は申告期間最終日の午後5時30分までとし、期限までに出品会員と連絡が取れない場合、出品会員へ連絡が取れた時点をもってクレーム申請の受付とする。
6. クレームの申請は、車両1台につき1回に限るものとし、多重申請または申請内容の追加は認めない。ただし譲渡書類に関するクレーム申請またはメーター改ざん、接合車、冠水歴等、重大な瑕疵と疑われるクレーム申請についてCAが認めた場合を除く。
7. クレーム申請者は、CAからの求めがあった場合、当該クレームの状態が合理的に判断できる画像（原則として3日以内）および資料（原則として7日以内）を用いて、車両の状況およびその加修に要する費用等をCAに説明しなければならない。

## 第6条（事実確認の方法）

1. CAは、クレーム等の処理に公平を期するため、申請のあった車両の事実確認およびその加修に要する費用等の確認について、以下のいずれか、もしくは複数の方法で行う。
  - (1) CAの検査員、代理人もしくはCAの認めた第三者による出張確認および見積もり
  - (2) CAの認める販売ディーラー、業務提携先検査員等による確認および見積もり
  - (3) 画像による内外装損傷の確認
  - (4) CAの提携するオートオークション会場における過去の出品情報による確認
  - (5) CAの指定陸送会社による車両状態確認書等による確認（ただし出品会員、落札会員双方の確認サインがある場合にかぎる）
2. メーター改ざん、メーター交換、または盗難車等のクレームについて、日本国外の資料は、前項の確認方法として採用しない。
3. 事実の確認に要した費用は、原則として落札会員の負担とする。ただしCAの判断により出品会員負担とする場合がある。

## 第7条（クレーム事者間の調整）

1. CA は、第 5 条のクレーム申請に対し、第 2 条 1 項に従い当事者間の協議を調整し、これによる解決が見られない場合、クレーム裁定を行うことができる。
2. 前項のクレーム裁定は、CA の判断により、出品票または画像との相違の程度に沿って、「売買契約の解除（以下「キャンセル」という）」、「車両代金の値引き、または部品支給」、「申請の却下』とする。
3. 前二項のクレーム調整またはクレーム裁定が不調に終わった場合、CA は本条に定める手続きを行わないことができるものとし、出品会員および落札会員はこれを承諾したものとみなす。
4. CA は本条に基づく当事者間の協議調整またはクレーム裁定の結果、もしくは不調におわった旨を、FAX またはメールの送信を以て当事者に通知し、この送信を以て通知が完了したものとみなす。
5. 車両の輸送中に生じた車両の故障、瑕疵その他不具合に関する対応は、本条に依らず陸送業者個別の規約に定めるところによる。

## 第 8 条（売買契約の解除）

1. 落札した車両につき下記の事由が判明したときは、CA は、当事者間の協議の有無に関わらず、当該車両の取引をキャンセル、または落札会員の合意がある場合は値引きの裁定を下すことができる。キャンセルとなった場合、出品会員は CA から支払われた車両代金を直ちに返還し、かつ CA が科すペナルティに従わなければならない。なお逸失利益は裁定の対象とせず、また陸送に要した費用の負担については CA の裁定による。
  - (1) 譲渡書類の全部または一部が、譲渡書類の送付期限より 30 日を経過してもなお CA に提出されなかった場合
  - (2) 車両または譲渡書類に法的な問題があり、所有権移転が不可能と CA が判断した場合
  - (3) 法的に問題のある車両で、盗難、車台ナンバー改ざん、詐欺等により仮差押または刑事事件の証拠として差押えもしくは押収された場合
  - (4) 特別な記載なく出品された車両につき、冠水車、接合車、災害車、メーター改ざん車、エンジン載換等の重大な欠陥が判明した場合。ただしメーターの改ざんまたはメーターの交換が、CA が送付した整備記録簿等から判明した場合は、書類到着後 30 日目（期限日が土日・祝日の場合は、翌平日）の午後 5 時までにクレームの申請をしなくてはならない。
  - (5) 出品票に記載された内容のうち、次に掲げる重要事項の誤記入または未記入、もしくは出品票の記載内容と事実が異なることが判明した場合
    - ①車名
    - ②車歴
    - ③年式（著しく異なるものに限る。なお登録遅れを含む）
    - ④グレード（新車販売価格等に基づくグレードの上下を問わない）

- ⑤型式
  - ⑥準グレード（限定車、記念車、パッケージ車等）
  - ⑦エンジンの規格外（ターボ有無、ガソリン/ハイブリッドの違い等を含む）
  - ⑧重要装備（シフト、革シート、SR、PS、PW、AC等）の有無
  - ⑨輸入車または並行輸入車の違い
  - ⑩ディーラー輸入車の違い
  - ⑪特殊MT車（クラッチレス等）
  - ⑫走行距離（著しく異なるものに限る）
  - ⑬駆動方式
  - ⑭乗車定員
  - ⑮燃料
  - ⑯オプション装備品またはレスオプション（後付けできないもの）
- (6) CAの裁定により、評価点が以下の通り変更された場合
- ①評価点がSから1であった車両が、評価点Rとなったとき
  - ②評価点がSから3.5であった車両が、2段階以上評価が下落したとき
  - ③評価点がSから3であった車両が、評価点Rではないもののクォーターパネルまたはエンドパネル等に未申告の交換痕があったとき
- (7) 車検受検否車両であることが判明したにも関わらず、落札会員からの申告日から30日経過しても出品会員が是正措置を講じない場合
- (8) 出品票に車検満了年月または登録番号が記載されているにもかかわらず、当該車両が既に抹消登録済みであった場合
- (9) その他、重大なクレームとCAが認めた場合
2. 前項各号のクレーム申告期限およびCAが料すペナルティ代金は別に定める。
  3. キャンセルとなった場合でも、CAは出品会員に対し成約手数料を返還しない。
  4. 機関・機構・装備品等の不具合の状況がディーラー等第三者により確認され、出品会員および落札会員双方がキャンセルに合意した場合、キャンセル成立の時点で売買契約は解除されたものとみなし、出品会員から車両返還後に当該不具合箇所の状況に関する異議申し立て等があってもCAは受け付けない。
  5. キャンセルとなった場合、落札会員はCAの指示に基づき、受領した譲渡書類および車両直ちにCAに返送しなければならない。CAは譲渡書類および車両の返送確認後、キャンセルに伴う車両代金等の返金を行う。
  6. 落札会員は、前項においてCAからの指示があった場合、車両を返送し、かつ7日以内に受領した譲渡書類を返送しなければならない。

## 第9条（未着部品の対応）

1. 落札会員より、別に定めるクレーム申請期限内に、出品票に記載の物品（キーレス、ナビ

ロムを含む) または書類、保証書、取扱説明書等の未着問い合わせがあった場合、出品会員は CA からの問い合わせ日を起算日とし、7 日(期限日が土日・祝日の場合は、翌平日)以内に当該未着品を発送しなければならない。

2. 第 5 条 6 項の定めは、前項による落札会員からのクレーム申請について適用しない。

## 第 10 条 (車両代金の値引き、部品支給)

1. 落札した車両につき下記いずれかの事由が判明したときは、CA は、車両代金より値引きまたは部品支給の裁定を下す。

(1) CA の裁定により、評価点が S から 3.5 であった車両が、1 段階評価が下落したとき

(2) 出品票に記載のないもので、下記に示す不具合、要加修、商品価値の低下が見込まれるもののうち CA が認めた場合

①内外装および機関機構の状態

②標準装備品の欠品、不良および規格外品装着車両

③オプション装備品またはレスオプション(後付けできるもの)

④画像、文字データなどにより明らかにセールスポイントであると CA が判断したもの

(3) セールスポイントの誤記入、または記載したものが欠品、不良であった場合

(4) 出品票の記載内容が、車検の有効期間と異なる場合、または車検証、扶消謄本、登録識別等通知書または返納証明書等の記載事項と異なる場合

(5) その他会員間車両売買サービス出品細則に定めた事項にそぐわぬ品質状況が発覚した場合

2. 値引きの金額は下記を基準に裁定する。

(1) 逸失利益は値引きもしくは部品支給の裁定の対象としない。

(2) 不具合箇所に対して中古部品が存在する場合は、その仕入価格を値引金額の基準とし、新品でのみ対応可能な場合は、CA の判断とする。

(3) 原則として、工賃は値引金額裁定の対象外とする。ただし工賃を多額に要するエンジン、ミッション分解等の場合は CA が裁定する

(4) 金額により部品支給にて対応する場合がある。

3. 部品支給に要する費用は出品会員が負担する。

4. CA は、部品支給を指示したにもかかわらず出品会員が 7 日以内に対象部品を発送したことが確認できない場合、裁定を値引きに変更することができる。

## 第 11 条 (申請の却下)

下記の各項に該当するクレームは、原則としてクレーム対応とせず、申請を却下する。

(1) 落札会員が、クレーム申請以前または CA によるクレームの協議調整もしくは裁定を下す前に、第三者に当該車両を転売・譲渡書類への記入もしくは記名等した場合。ただし冠水車、メーター改ざん車、法的問題車で現に所有権移転ができない車両または CA が認めた車両については、転売等したのちに当該事実が判明した場合でもクレーム申請を

受け付ける。

- (2) 落札会員が、クレーム申請以前あるいは CA が裁定を下す前に、加修等に着手した場合。ただし車検証等、書類で事実確認が行える場合を除く。
- (3) 軽自動車以外にあつては車両代金が 100,000 円以下、軽自動車にあつては車両代金が 50,000 円以下の場合。ただし走行テストをしないと不具合が判断出来ない場合で、CA の内規で定める主要箇所の重大な不具合に該当する場合を除く。
- (4) 純正品以外の装備品で、出品票・文字データ記載、画像未掲載の装備品の不備、不具合。
- (5) 裁定結果が免責金額（その範囲で加修可能と思われる金額をいい、部品代金については 20,000 円未満の場合および工賃全額）以下であることが明らかな場合。
- (6) クレーム申請後、第 5 条 7 項に基づき CA が申請内容にかかわる説明を求めたにもかかわらず定められた期限までに申請者から合理的な説明がない場合。
- (7) ブレーキまたはエンジン調整、タペット調整などの調整により加修対応可能な内容。
- (8) 消耗品の経年劣化による不具合
- (9) 事故現状車（評価点 0 点の車両）に関するクレーム。ただしメーター改ざん等の重大事項、または車検証等、書類で事実確認が行える場合、その他重大なクレームと CA が認めた場合を除く。
- (10) その他クレーム細目事項に定める事項。

## 第 12 条（クレーム申請期間および対応基準）

クレーム内容および各細目についての申請期間、値引き金額は別表の通りとする。

### 附則

- ・本細則は、令和 8 年 5 月 1 日より施行する。

表 クレーム申請期間および対応基準

クレーム内容	申告期間	ペナルティ等の金額
1.法的問題車で現に所有権移転ができない車両および書類	無期限	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（CA判断）
2.譲渡書類の未提出	遅延日数が30日を越えたとき	逸失利益は含まない。ペナルティ（10万円）
3.出品票に未記入の冠水車および災害車	落札日を含む90日以内	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（CA判断） 逸失利益は含まない※ペナルティ（5万円）
4.メーター改ざん（交換も含む）ただし出品票に記載の車両を除く	落札日を含む180日以内	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（CA判断）
5.①メーター改ざんが送付した記録簿等から判明したもの ②純正メーター交換車両 ③社外・規格外メーター交換車両 ④車検証記載の走行距離相違	書類到着日含む30日以内	逸失利益は含まないペナルティ（5万円） 5-②③容易に交換が判断可能で走行距離が変わらない車両については、書類到着日を含む7日以内 ※走行距離が変わらないメーター交換車両についてはノーペナルティキャンセル
6. 接合車	落札日を含む180日以内	※出品会員が関与していた場合はこの限りではない。
7. 記載事項の相違（年式、グレード、車歴、型式等準グレード）	書類到着日含む7日以内	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（CA判断） 逸失利益は含まない ※年式、車歴はキャンセルペナルティ 2万円
8.エンジンの相違（規格外）、シフト改造載換（ATへマニュアル等）	落札日を含む30日以内	ペナルティ 3万円+手数料+陸送費（往復出品会員負担）
9. 記載事項の相違（重要装備）	車両到着日含む3日以内	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料※ペナルティは細則に定める
10.記載事項の相違（車名の相違、改造申告れ、乗車定員相違等、それらに類する相違）	書類確認が必要なものは、書類到着日含む7日以内	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料
11.記載事項の相違（輸入車の並輪、ディーラー車の違いおよび年式違い、前後期モデル申告の相違）		ペナルティは細則に定める
12.評価点大幅違い	車両到着日を含む3日以内	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および自動車税相当額
13.車両不具合による出品会員からの陸送不可車両		キャンセル可能
14.車検受験拒否車両	無期限	ペナルティは細則に定める。なお申告があった日より30日以内に受験可能と出来なかった場合、キャンセル可能

<クレーム細目事項>

【内装】

	クレーム内容	評価点			対応&処置
		S~3点	R点(修復)	2~1点	
		申告期間(車両到着日含む)			
内装	①傷、破れ、汚れ、穴、割れ等	3日	3日	-	著しく評価が違う場合はASの判断による
	②異臭・悪臭・雨漏り				
	③シートカバー、ステッカー等で確認が容易に出来ない場合				
	④標準部品の欠品(ただしホイールナットおよびリモコンキーの欠品はノークレーム)				部品支給、または部品代金の70%以内の値引きとする。(内規に定める) 但し部品単価 20,000円(税抜)未満はノークレーム(セールスポイント記載分は対象)
	⑤標準部品(メーカー装着の純正部品に限る)、オーディオ(リモコン・ナビ用ロム)、ヘッドレストの欠品				
	⑥ジャッキ、工具、スペアタイヤ欠品				欠品記載の場合はノークレーム。欠品の場合はスペアタイヤ 10,000円/本、コンプレッサー付パンク修理キット 10,000円/式、ジャッキ 5,000円/式、工具 3,000円/式。ただし特殊車両等については実費相当分または部品支給

【外装】

外装	①パネル、バンパー、レンズ類の傷、凹み、割れ、錆、腐食、変色	3日	3日	-	ただし災害等による損傷が著しくひどい物は別途裁定
	②ステッカー、テープ類等で目視困難な場合				悪質な場合はCAで裁定
	③フロント、サンルーフガラスの割れ、リペア跡の仕上げ不良				CA判断
	④同色の色違い(カラーNoの記載が無い場合のみ)				キャンセルの場合はノーペナルティ
	⑤色替え				
	⑥同色オールペイントの未申告				ノーペナルティキャンセル+全手数料+陸送費(往復出品会員負担)

	⑦タイヤ残り溝過大表示、サイズ違いの大きいもの、スタッドレス タイヤ表記なし				3分山以下は交換要すとみなしノークレーム 部品支給または値引き(1本 3,000円～5,000円)
	⑧標準部品の欠品、外品、改造等(バンパー、ホイール等)				部品支給または部品代金の70%以内の値引き
	⑨前期または後期仕様の改造(一部変更も含む)				
	⑩ひょう害車、塩害車、その他重クレーム				保証書記入にて発覚したものは書類到着後3日以内キャンセルの場合は、ノー ペナルティキャンセル+全手数料+陸送費(往復出品会員負担)
	クレーム内容	評価点			対応&処置
		S~3点	R点(修復)	2~1点	
		申告期間(車両到着日含む)			
<b>【事故】</b>					
事故	①修復歴の発覚	3日	-	3日	値引き、またはノーペナルティキャンセル+陸送費(往復出品会員負担) R点で出品会員申告以外の修復個所の発覚はCA判断
	②溶接鋼管(リヤクォーター等)が発覚した車両で修復歴車とはなら ないが、商品価値が大きく変わると判断される車両、評価が大きく 違う車両				-
※フレーム修正機による修正機跡が存在しても重要個所を引延作業した形跡がない場合はCAで裁定					
<b>【機関】</b>					
機関	①ラッシュアジャスター・カムシャフト系の不良。エンジン本体の 著しい異音、または不具合	3日		3日	原則として15万Km以上はノークレーム(CA判断) キャンセルの場合は、ノーペナルティ+全手数料+陸送費(往復出品会員負 担)
	②クランクメタル、ピストンの不良、焼き付き不良				キャンセルの場合は、ノーペナルティ+全手数料+陸送費(往復出品会員負 担)
	③ガスケット、パッキン類からのオイルまたは水漏れ大、および バルブシール不良の白煙、黒煙等				原則10万Km以上はノークレーム(CA判断) 内規に定める値引き
	④オーバーヒートによるヘッドガスケット不良				原則として内規に定める値引き
	⑤タイミングベルト切れ	-	出品会員より出庫前に判明した場合は出品会員責任		

	⑥マウント、ブッシュ、ブーツ等の不良		-		
	⑦噴射ポンプ不良、燃料漏れ大、ラジエーター不良大の物				原則 15 万 Km 以上はノークレーム(CA 判断)
	⑧ターボ、スーパーチャージャー等の過給機系不良または改造		3 日		原則 15 万 Km 以上はノークレーム(CA 判断) 社外品等の改造車は CA 判断にて裁定
<b>【機構】</b>					
機 構	①マフラー腐食穴、排気漏れ			-	
	②クラッチ滑り(マニュアル車)	3 日	3 日	3 日	内規に定める値引き
	③AT 滑り、変速ショック、タイムラグの不良、デフ不良および社外				軽微なものは除く
	④ミッション載替(AT・マニュアル)および規格外等の明記および エンジン規格外等の明記が無い場合			30 日	ペナルティ 3 万円+手数料+陸送費(往復出品会員負担)
	⑤ミッションの機構違い			3 日	特殊 MT 車(M/T クラッチレス車等の未記入)キャンセルの場合はノーペ ナルティ
	⑥ドライブシャフトの不良、プロペラシャフト不良			3 日	原則 10 万 Km 以上はノークレーム(CA 判断) 中古部品支給または内規に定める値引き対応 ただしドライブシャフト上限 1 万円/1 本
	⑦ミッションケースの割れ、歪によるオイル漏れ	3 日	-		内規に定める値引き、またはノーペナキャンセル+陸送費(往復出品会員 負担)+手数料
	⑧ブレーキ系の不良(ディスクパット、ディスクローターは除く)				内規に定める値引き、 原則 10 万 Km 以上はノークレーム(CA 判断)
	⑨PS ギア BOX、ポンプ類の不良 軽微なオイルにじみ等は除く				内規に定める値引き、 原則 10 万 Km 以上はノークレーム(CA 判断)
	⑩ショック、サスの不良(特殊サス、アクティブ、エアサス、TEMS)				
	⑪ショック、サス、足回りの改造、外品、強化クラッチ			3 日	記載のあるものはノークレーム、内規に定める値引き
	⑫足回りの構成部品(ロアアーム、スタビ、ブッシュ類)のヘタリ			-	著しくひどい場合は CA の判断による
	⑬マフラーおよび触媒の欠品、改造、車検取得が不可の場合			3 日	部品支給または内規に定める値引き
	⑭エアバックの欠品				社外ハンドル、オプションハンドル記載を除く

	クレーム内容	評価点			対応&処置
		S~3点	R点(修復)	2~1点	
		申告期間(車両到着日含む)			
<b>【電装】</b>					
電 装	①電装カーテン、PW、Pシート、格納ミラー、ワイパー系の不良	3日	3日	-	新車登録より5年未満および走行10万Kmを対象とする 部品支給または内規に定める値引き（部品支給の場合、取り付け工は落札会員負担）
	②オーディオの不良（パワーアンテナを含む）外品は除く				
	③マルチ、AV、ナビ、デジタルメーターの不良（純正品に限る）				対象及び対応（値引き、キャンセル、部品支給）については内規に定める（AS判断）
	④サンルーフ、ムーンルーフ系の不良				
	⑤ACコンプレッサー、ダイナモ、セルモーターの不良。（軽微な異音、オイルにじみ等は除く）				
	⑥コンピューター系の不良				
	⑦スピードメーター、その他メーターの不良				
	⑧積算計不良（オドメーターに限る）実走行車に限る				
3日					値引き、またはキャンセルの場合は、ノーペナルティ+手数料+陸送費
<p>※走行不明車については走行15万km以上車として取り扱う。</p> <p>※出品時に表示された走行距離と、自走による走行距離の差異は、内規によるペナルティを定める。</p>					

クレーム内容	評価点			対応&処置
	S~3点	R点(修復)	2~1点	
	申告期間(車両到着日含む)			
<b>【その他】</b>				
①落札金額 10万円(軽は5万円)以下の車両	-			<p>違法車、災害車は通常通りクレーム対象</p> <p>その他出品会員の誤記入については原則値引きとし、キャンセルの場合はペナルティ半額とする</p> <p>事故歴車およびエンジン、ミッションの重要箇所の不具合の場合、CA判断により対応</p> <p>値引き額の上限は、車両代の半額までとする</p>
②部品代 2万円未満	-			工賃の多額なものはクレーム対象の場合あり
③盗難車および犯罪関与車等(車体ナンバー改ざん車等)	無期限			<p>キャンセルペナルティ 10万円+全ての諸経費(実損金)</p> <p>盗難車等を理由とし車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品会員へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除</p>
④差押、抵当権設定車	無期限			キャンセルペナルティ 10万円+全ての諸経費(実損金)ただし受託者の責任において優先的に解除処理を行うものとする
⑤接合車(ニコイチ)	落札日を含む 180日			キャンセルペナルティ 5万円+全ての諸経費(実損金)
⑥災害車(冠水車・水害車)	落札日を含む 90日			
⑦Nox 不適合車	書類到着日含む 3日間(適合の表示なき場合は全て不適合とみなす)			適合の記載がある場合に限る
⑧レスオプション	3日	-	-	原則として値引き対応、キャンセルの場合はノーペナルティ
⑨セールスポイント記入のもの(純正品のみ記入の欄は除外)で正常に作動しない場合	3日			<p>悪質なものは別途裁定</p> <p>年式、走行距離の制限なし</p>
⑩クレーム申請が未解決の車両を転売した場合。ただし書類到着後確認を要するクレームは除く	-			ノークレーム

	クレーム内容	評価点			対応&処置
		S~3点	R点(修復)	2~1点	
		申告期間(車両到着日含む)			
<b>【記載違い】</b>					
その他	①車名、型式、排気量の記入間違い	3日			<p>誤記入は原則としてノーペナルティキャンセル+手数料+陸送費は出会員負担</p> <p>⑦項、⑧項、部品支給可能なものは原則部品支給</p> <p>キャンセルの場合はノーペナルティ。</p> <p>⑨項、原則キャンセル対応</p> <p>12項、輸入車にてモデル年式未記入の場合はモデル年式不明とみなしノークレーム。</p> <p>13項、軽自動車 3,000円/1ヶ月。普通車 5,000円/1ヶ月。</p> <p>6ヶ月以上異なる場合または抹消された場合はキャンセル対象。</p>
	②AC、PS、ターボ、PW、SR、TV、ナビ、有 無、社外品等				
	③ミッションの AT マニュアル違い				
	④ミッションの段違い。5F、4F、コラムフロア				
	⑤AAC、AC の記入間違い				
	⑥WAC、AC の記入間違い				
	⑦セールスポイントの有無の書き間違い (②項に該当しないもの)				
	⑧セールスポイント等に記入があり外品の申告がないもの。 アルミ、オーディオ等				
	⑨ドア形状の書き違い				
	⑩燃料の書き違い				
	⑪グレード、準グレード(限定車、記念車、パッケージ車) 書き違い	書類到着日含む7日			<p>①項、リース車は自家用とみなす。1・4 ナンバーの車両について、車歴「レンタ」記載であったものの過去に「自家用」としての記録があった場合、または「自家用」記載であったものの過去に「レンタ」としての記録があった場合でもノークレーム</p> <p>④項、1項、①項、キャンセルペナルティ 2万円</p>
	⑫デル年式の書き間違いおよび輸入車(逆輸入車を含む)にてディーラー車、並行車の間違いまたは並行輸入車申告漏れ				
	⑬検査期間の書き違い				
	⑭車歴の書き違い(レンタ、営業、改造歴) 記載の無いものは自家用とみなす				
	⑮年式(国内初年度登録)の書き間違い、登録遅れ申告漏れ				
⑯乗車定員違い(設定なき場合は除く)積載量の書き間違い	↑前項に準ずる			↑前項に準ずる	
⑰ワンオーナー表示の書き間違い。ワンオーナーとは自家用で新車					

名義の車両または新車名義より商品車登録にした車両であるもの		
⑱保証書、取扱説明書、記録簿、整備手帳等の有無（リストに記載のあるもの）		保証書の保証期限内の場合、キャンセル対象。値引きの場合は登録後1年以内50,000円、3年以内30,000円、それ以上は10,000円とする。
その他注意事項等の未記入と思われるものは、CAの判断によりクレーム対象となる場合がある。		

クレーム内容	評価点			対応&処置
	S~3点	R点(修復)	2~1点	
	申告期間(車両到着日含む)			

**【バン・トラック専用事項】(本事項は1・4ナンバーの車両のみ適用する)**

その他	①車検証形状相違	3日	②⑦については、車検取得時に支障があると認められた場合のみクレーム裁定対象となる。 ④については、上物の年式が2年以上古い場合のみクレーム裁定対象となる。
	②積載量相違・寸法(諸元)相違	書類到着日含む7日	
	③上物・ボディ載せ替え		
	④上物証明書類の有→無		
	⑤型式に「改」表記無し		
	⑥構造変更を必要とし、申告が無い場合		
	⑦3トン吊り以上のクレーン車や特殊車両の必要書類(クレーン検査証等)の有無		
	⑧ミッションの機構違い		
		特殊(M/Tクラッチレス車等の未記入)キャンセルの場合はノーペナルティ	

※クレーム期間の起算日は車両到着日を含む

※出品票の「純正のみ記入」の欄は、原則としてメーカーのライン装着品、ディーラーオプションのみ記入することができる。

※書類到着後のクレームにてキャンセルの場合でも逸失利益は認めない。

※出品会員より出庫する際にガス欠、パンク等が発生していた場合、出品会員の責任において対応、陸送できる状態にしなければならない。